



正副会長の活動状況

－会務報告－

日本弁理士会副会長

松本 直子

1. はじめに

2026年度日本弁理士会の副会長を務めております松本直子です。

本年度の執行役員会は「それぞれの弁理士道を極めよう！尖（とが）れ、弁理士！～弁理士の多様な活躍に光を当てよう～」という事業計画コンセプトを掲げ、北村修一郎会長の下、さまざまな施策に取り組んでまいります。

まだ各会務が第2回会合を迎える時期ではありますが、担当する会務について、概要をご紹介します。

2. 会務報告

【広報センター】

広報センターは日本弁理士会の広報活動を行う附属機関です。弁理士の知名度向上、職業理解の促進、弁理士会の活動等を周知する役割を担っています。

本年度は、昨年度から継続して、SNS・メディアプラットフォーム・記者会見等を通じ、「弁理士会の活動をタイムリーに発信」する活動を行なっております。取材のご協力をお願いする機会もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

マス媒体を利用した広報活動につきましては現在企画が進行中で、社会における弁理士の存在価値・役割を広く知ってもらう目的のもと、取り組んでまいります。

そのほか、会内広報、パテント誌の発行、ノベルティグッズの製作、はっぴょんに関する広報・管理、イベント運営、各附属機関・地域会・委員会への協力など、多種多様な事業を行っております。

【北陸会】

北陸会は「新潟県」「富山県」「石川県」「福井県」の4県からなる地域会で、111名の弁理士が所属（2026年5月時点）しています。

本年度の重点事業としては「セミナー、イベント等への弁理士派遣」「5者連携に基づくセミナー、ワークショップ等への弁理士派遣」等のほか、「富山県との知財連携協定に基づくスタートアップ支援事業」「魚津産業フェアまるまる魚津でのパネル展示会」等、各地域での知的財産普及活動を企画しています。

また、石川県士業団体協議会の能登半島地震被災者を対象とした合同無料相談会や、各県の知的財産相談室の運営、外部団体への協力なども行います。

【意匠委員会】

意匠委員会は、「意匠法に関する法改正及び審査基準改訂に関する検討及び提言」など、意匠制度に関する対応を行う委員会ですが、3つの部会から構成されています。

○第1部会：法改正やパブリックコメントへの対応、知財学会への参加等

○第2部会：意匠制度の活用・活性化に関する検討・提言、TOKYO PACKへの参加等

○第3部会：国際会議への参加と情報共有と外国意匠制度の調査・研究・提言等

その他にも、特許庁の委員会への参加や、弁理士会内の知財制度検討委員会、AI利活用ワーキンググループ等

に意匠委員として参加しています。また、特許庁意匠課、JIPA、JIDA など外部団体との意見交換を実施し交流を図るほか、委員会内に「意匠 AI 活用研究グループ」があり、意匠制度に特化した AI の研究を行っています。

【商標委員会】

商標委員会は、「商標制度、商標法の法改正又は審査基準の改訂に関する検討及び提言」などを諮問とする委員会で、そのほか多くの委嘱事項を検討しています。下記の3つの小委員会に分かれ、テーマに基づき調査・研究・提言等を行っています。

○第1小委員会：「商標審査基準及び商標審査便覧全般の精査・検討・提言」

適切かつユーザーが利用しやすい基準・便覧を目指します。

○第2小委員会：「不使用取消審判における審判実務の検討・分析及び審判便覧の精査」

近年の審決例をもとに、社会通念上同一、商標の「使用」、商標的使用か否か等不使用取消審判特有の論点について分析検討を行います。

○第3小委員会：「国際会議対応」

WIPO 関連機関における商標関連の調査、研究、改正作業等について、日本弁理士会が日本国特許庁等より要請を受けた各種事項についての情報収集、検討、意見の集約と提出等を行っています。

【著作権委員会】

著作権委員会は著作権に関する諸課題について、5部会に分かれて活動しています。

○第1部会：「著作権に関する諸課題についての調査・研究及び又は提言」、「著作権分野における弁理士の知名度向上のための施策の立案及び又はその実行」

○第2部会：「コンテンツビジネスにおいて弁理士が備えるべき法律知識の検討およびその提供」

○第3部会：「最近の著作権重要判決の調査・研究及び会員への有益情報の提供」

○第4部会：「新聞・雑誌（『弁理士の著作権情報室』『デジタルカメラマガジン』等）へ掲載する著作権に関する記事の作成・監修」

○第5部会：「著作権研修の共通資料等の継続的な見直し、共通資料等を活用した継続研修の企画・実行、パブリックコメントへの対応、関係官庁・団体への対応」

なお、具体的な内容はこれから各部会で検討される予定です。

【不正競争防止法委員会】

不正競争防止法委員会は、不正競争防止法に関する政策提言の作成、並びに不正競争防止法に関する調査研究等を行っています。以下の2つの部会に分かれ検討します。

○第1部会（技術系部会）：不正競争防止法における今後の課題（営業秘密等関連）についての検討及び提言

○第2部会（表示系部会）：主に2条1項1～3号を検討。声の保護に関する法的課題などの継続検討や、2条1項1～2号など今後のテーマについても検討する予定です。

【DE&I推進委員会】

DE&I推進委員会は、日本弁理士会の「多様性」、「公平性」、「包括性」（DE&I）を重視し、すべての会員が尊重され、価値を感じられる活動環境を作る活動を推進します。

○第1部会：弁理士会のDE & I推進についての対外的周知活動

○第2部会：弁理士会会員に対するDE & I啓発活動

○第3部会：弁理士業界・弁理士会でのDE & I推進の基本計画策定

の3つの部会で構成され、学生に対するセミナー、JIPA、WIPO とのシンポジウムの共催、会内への情報発信や意見交流会、基本計画の策定などの活動を行っています。

【エンタメ・クリエイティブワーキンググループ】

政府は「知的財産推進計画」、「新たなクールジャパン戦略」によりコンテンツを基幹産業として重点化する方針を決定し、ネット上では日々「知財」の問題が取り上げられ、「コンテンツ」は最も身近な「知財」として認識されるようになりました。相談件数も増える中、海外においてもコンテンツに関する知財の保護が益々重要になっており、知財の専門家である弁理士が、その役割を果たす機会は十分にあるものと考えます。

本ワーキンググループでは、産業財産権に加えて必要となる業界特有の契約・許諾管理の実務慣行等の知見共有により業務範囲拡大を支援するとともに、エンタメ・クリエイティブ産業の保護育成に弁理士の関与が有効であることを発信し、弁理士及び弁理士会のプレゼンス向上を図りたいと考えます。

3. おわりに

日本弁理士会の発展のために、1年間、会務にしっかり取り組んでまいります。会員の皆様には、引き続き会務へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。